

改正

平成26年3月26日規則第10号

千歳市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、千歳市動物の愛護及び管理に関する条例（平成15年千歳市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(動物愛護モラル推進員)

第2条 動物愛護モラル推進員（以下「モラル推進員」という。）は、動物愛護団体、地域住民団体等から推薦を受けた者のうちから委嘱する。

2 モラル推進員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 動物の愛護及び適正な飼養の重要性について、市民の理解を深めること。
- (2) 飼い主のモラルについて必要な助言を行うこと。
- (3) 市民に対し、その求めに応じて、動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
- (4) 動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるための譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。
- (5) 動物の愛護及び適正な飼養の推進のために市及び北海道等が行う施策に必要な協力をする
こと。

(定数)

第3条 モラル推進員の定数は、35人以内とする。

(任期)

第4条 モラル推進員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(身分証明書)

第5条 市長は、モラル推進員に対して身分証明書（第1号様式）を交付する。

2 モラル推進員は、業務を行うときは前項の身分証明書を携帯しなければならない。

(業務の報告)

第6条 モラル推進員は、業務報告書（第2号様式）により業務の内容を市長に毎月1回報告するものとする。

（研修）

第7条 市長は、モラル推進員の業務遂行に必要な知識及び技術を習得させるため、モラル推進員に対し研修を行うものとする。

（けい留の除外）

第8条 条例第11条第1項第4号の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（1） 犬を曲芸、展覧会、競技会その他これらに類する催しに出場させる場合

（2） 犬が生後90日以内である場合

（3） 前2号に掲げる場合のほか、犬のけい留除外申請書（第3号様式）により特に市長の許可を受けた場合

（けい留の方法）

第9条 条例第11条第2項の規則で定めるけい留方法は、次の各号のいずれにも適合する方法とする。

（1） けい留されている犬の行動範囲が道路又は通路に接しないようにすること。

（2） 綱、鎖等のみで犬をけい留する場合は、その長さを2メートル以内にする事。

（飼養犬の表示）

第10条 条例第12条の規則で定める表示は、第4号様式によるものとする。

（飼養犬の加害の届出）

第11条 条例第13条第1項の規定による飼養犬の加害の届出は、第5号様式によるものとする。

2 条例第13条第2項の規定による犬の被害の届出は、第6号様式によるものとする。

（加害犬に対する措置命令）

第12条 条例第14条の規定による加害犬の飼い主に対する命令は、第7号様式により行うものとする。

（身分を示す証明書）

第13条 条例第20条に規定する身分証明書は、第8号様式によるものとする。

（委任）

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

(千歳市畜犬取締及び野犬掃とう条例施行規則の廃止)

- 2 千歳市畜犬取締及び野犬掃とう条例施行規則 (平成 4 年千歳市規則第29号) は、廃止する。

附 則 (平成26年 3 月26日規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の千歳市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

第 1 号様式 (第 5 条関係)

第 2 号様式 (第 6 条関係)

第 3 号様式 (第 8 条関係)

第 4 号様式 (第10条関係)

第 5 号様式 (第11条関係)

第 6 号様式 (第11条関係)

第 7 号様式 (第12条関係)

第 8 号様式 (第13条関係)